

第一七回統一地方選挙

神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙のお知らせ

投票日 四月一〇日(日)

投票時間 七時～二〇時

投票所 町内十か所(左表参照)

第一投票所	木古庭会館
第二投票所	上山口会館
第三投票所	下山口会館
第四投票所	旧役場跡地仮設建物
第五投票所	葉山町役場一階〇ビー
第六投票所	光徳寺仮設建物
第七投票所	堀内会館広間
第八投票所	長柄下会館
第九投票所	長柄会館大ホール
第十投票所	葉桜児童館プレイルーム

《投票できる人》

年齢 平成三年四月一日以前に生

まれた人

住所 平成二二年一二月三一日まで

に葉山町に住民登録(転入届)をした人

《投票案内》

投票所入場券(はがき)を各世帯へ郵送します。二名連記になっていますので、各自切り離してお持ちください。(入場券については、三月二三日に郵便局に配達依頼をしま

す。)

《選挙公報》

候補者の氏名・政見などをお知らせする選挙公報は新聞折り込みします。

新聞の種類

朝日・読売・毎日・神奈川・東京・産経・日本経済

(新聞折り込み日 四月五日(火)予定)

※新聞を購読していない人は選挙管理委員会までご連絡ください。また、町内の公共施設や金融機関・商店等にも「選挙公報ボックス」を設置しますのでご利用ください。

《期日前(不在者)投票》

選挙当日、仕事や旅行などの理由で投票できない人は期日前投票をご利用ください。

場所 町消防署一階会議室

県知事選挙の期日前投票期間

三月二五日(金)から

四月九日(土)まで

県議会議員選挙の期日前投票期間

四月二日(土)から

四月九日(土)まで

時間

八時三〇分～二〇時

※県知事と県議を同時に投票ができる期間は四月二日(土)～四月九日(土)になります。

《その他》

○投票日当日及び期日前投票期間

中、仕事や旅行等で町外へお出かけの場合、お出かけ先の選挙管理委員会から不在者投票ができます。

ご利用は、あらかじめ不在者投票用紙を葉山町選挙管理委員会からお出かけ先の市区町村の選挙管理委員会に請求してください。(投票用紙は、お出かけ先の住所に送付します。)

○病院・施設等での不在者投票は、その施設等が不在者投票施設に指定されている施設であれば、その施設で不在者投票ができます。病院・施設等におたずねください。

○郵便による不在者投票

身体障害者手帳等を持っている人で次の条件の人は、郵便による不在者投票ができます。郵便による投票をするためには選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」が必要になりますので、お問い合わせください。

利用できる条件

身体障害者手帳

両下肢、体幹、移動機能の障害

一級もしくは二級

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、

直腸、小腸の障害、

一級もしくは三級

肝臓の障害 一級～三級

免疫の障害 一級～三級

戦傷病者手帳

両下肢、体幹の障害

特別項症～第二項症

内臓機能の障害

特別項症～第三項症

介護保険被保険者証

要介護状態区分が要介護五

問合せ 選挙管理委員会 ☎内線四四〇

神奈川県議会議員選挙 立候補予定者事前説明会

四月一〇日(日)執行の神奈川県議会議員選挙の立候補予定者事前説明会を開催します。

日時 三月九日(水)十時から

場所 逗子市役所五階第八会議室

対象 逗子市・三浦郡選挙区における立候補予定者(代理人でも可)

を含め二人以内

※当日は印鑑を持参してください。

問合せ 町選挙管理委員会 ☎内線四四〇

鎌倉税務署

からのお知らせ

問合せ 鎌倉税務署 個人課税第一部門

☎04671-221-5591(代)

所得税の申告は三月一五日までに

●確定申告書の提出期限と納税期限

所得税・贈与税：三月一五日(火)
消費税(個人事業者)：三月三十一日(木)

することもできます。そのほか、確定申告に関する各種情報、申告書・届出書などの各種様式のパソコンからの入手については、国税庁ホームページをご覧ください。
URL <http://www.nta.go.jp>

●国税電子申告納税システム(e-Tax)をご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、e-Tax用申告データを作成し、直接電子申告

することができます。平成二二年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して申告期限内にe-Taxですると、所得税額から最高五〇〇〇円の控除を受けることができます(平成一九年分から平成二一年分の確定申告で本控除の適用を受けた人は除きます)。事前に利用開始のための手続きが必要です。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。

URL <http://www.e-tax.nta.go.jp>

当コーナーを利用して作成した申告書は、印刷して郵送又は税務署の時間外文書収受箱に投かんして提出

●確定申告書臨時提出所を設置

鎌倉税務署に提出する確定申告書を受け付けます。申告相談はしません。

場所 イトーヨーカドー大船店

一階 エスカレーター横

期間 三月一五日(火)まで

時間 一〇時～一六時

※土・日曜日及び休業日を除きます。

●納税には安心・便利な口座振替を

口座振替を利用するには確定申告書提出期限までに依頼書の提出が必要です。(一度提出すると継続されます。)

口座振替を利用しない場合は、ご自分で納付書に金額を記入し、納税期限までに金融機関で忘れずに納税してください。

※振替日

所得税(第三期分) 四月二二日(金)
消費税(個人事業者) 四月二七日(水)

●期間間近は大変混みあいます

鎌倉税務署では、パソコンにより所得税・贈与税・消費税の確定申告書の作成指導をします。

時間 九時～一七時(混雑の状況に

税務課

からのお知らせ

問合せ 税務課 ☎内線 二五一～二五三

●町役場でも確定申告書の提出及び簡易な相談を受け付けます

給与所得者の還付申告、年金受給者の確定申告など簡易な確定申告の相談(アドバイス)をします。

期間 三月一五日(火)まで(閉庁日は除く)

時間 九時～一六時(一二時～一三時は除く)

時は除く)

場所 役場四階大会議室

対象外 事業所得、不動産所得、配

当所得、公的年金等以外の雑所得、

一時所得(生命保険契約等に基づ

く一時金等)、譲渡所得(土地、

建物、株式、ゴルフ会員権等)、

災害や盗難等に伴う雑損控除、住

宅借入金等特別控除等

※鎌倉税務署でご相談ください。

より受け付けを途中で締め切る場合があります。)

※税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署での相談及び申告書の受け付けはしていません。

※四月中旬までは税務署内駐車場は使用できません。また、臨時駐車場もありませんので、ご注意ください。

●仮収受

記載済みの(出来上がっている)確定申告書・消費税申告書の提出は、町役場税務課窓口でも受け付けます。

期間 三月一五日(火)まで(閉庁日は除く)

